

全国公立高等専門学校協会

【1. 入学時の学力・資質要件の確認方法について】

<質問内容>

- 現在の学力・資質要件の確認方法は、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により、本人の学修意欲や進学目的等を確認し、大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切るとしているが、これらの考えを引き続き、継続するべきか。

<御意見等>

勉学意欲の継続などの観点より継続しつつ、各大学等で学生の事情等に配慮したフォローが必要であると考える。

【2. 進学後の学修状況等に関する要件について】

<質問内容>

- 現在の支援対象者の要件(大学等進学後の学修状況等に関する要件(以下、「学業要件」という。))として、「廃止」「警告」の要件を引き続き、継続するべきか、あるいは何らかの見直しを図るべきか。

特に、現在の3つの要件である、「修得した単位数の割合」、「授業への出席率」、「GPA等の成績評価」それぞれの基準についてどのように考えるか。

(1) 「廃止」(支援打切り)の要件

次の①～④のいずれかに該当するとき

- ① 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
- ② 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること
- ③ 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
- ④ 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(「停止」の場合を除く)

※ 上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す。

※ 令和5年10月より、2回連続で「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。」のみである場合、「停止」とし、次回の学業成績の判定の際、「廃止」、「警告」に該当しなければ支援を再開する措置を実施

(2) 「警告」の要件

次の①～③のいずれかに該当するとき

- ① 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること
- ② GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること
- ③ 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

<御意見等>

制度の趣旨として学業要件を設けることに関しては、継続するべきと考える。

ただし、廃止要件①については、やむを得ない事由等があった際には該当しないということもあわせて継続してほしい。また、今後はより柔軟な授業形態が進むと考えられるため「授業への出席率」については、見直しも検討する必要があるように思われる。

【3. 学業要件の特例について】

<質問内容>

- その他、学業要件において、やむを得ない事由等がある場合には、「廃止」又は「警告」区分に該当しないこととしているが、これらの考えを引き続き、継続すべきか。

(特例①)

災害傷病、その他の事由やむを得ないがある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。

(特例②)

次に該当する場合は、GPA 等が下位 4 分の 1 であっても、「警告」区分に該当しない。

- ・ 教育課程の特性（学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合）
- ・ 児童養護施設の入所者等（社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合）

<御意見等>

継続すべきと考える。

【4. 学校内での学修支援・生活支援について】

<質問内容>

- 各学校では、学校生活で学生等が直面する様々な問題や諸課題等に対し、「学生相談室」や「学習支援センター」等の部署等を設け、学生生活がより充実したものとなるよう支援や援助等を行っているが、本制度利用者で学業要件により「廃止」や「警告」となった学生等に対して、どのような学修支援や生活支援を行っているか。

<御意見等>

支援をおこなっている事例

- ・警告判定のあった学生情報を担任に共有し、修学上の改善を促している。
- ・廃止の場合は、本校奨学金サイトや自治体助成金等の確認を促すことがある。
- ・学校関係者間の調整で授業料の分割払い・支払猶予等の対応を行う場合がある。

【5. 学生等の修学状況について】

<質問内容> ※ 把握できる範囲で御教示ください

- 学業要件で「廃止」となった学生等のうち、中途退学した学生等がいる場合、その主な理由について、どのような傾向があるか。(例：転学、学校生活不適應・修業意欲低下、経済的困窮、学力不振など)

また、学業要件で「廃止」(または「停止」)となった学生等のうち、GPA 等が下位 4 分の 1 の範囲に連続して該当することによる学生等がいる場合、どのような傾向があるか。(例：1 回目の「警告」となっても修業意欲が低下したままなど)

このような学生等のうち、3. の特例を設けていることに加え、やむを得ない事由等として何らかの斟酌をするべき余地がある場合として、どのようなものがあるか。

<御意見等>

1 点目事例

- ・経済的困窮家庭であったが、廃止となり、学業不振も続いたことから最終的に退学を選択
- ・学力不振による進路変更
- ・進路変更を決めたことに伴う本校における修業意欲の低下によるもの

2 点目、3 点目について該当なし。

【6. 高等教育の修学支援新制度に関する御意見】※任意回答

<質問内容>

○ その他、本制度に関する御意見

※ 今回の見直しの対象事項でない御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

<御意見等>

- ・高専は前期末・後期末の都度、学業要件の判定がなされ、本科4年次（大学1年生相当）の後期末の判定にて廃止になるケースがあります。経済的困窮家庭の場合は、他大学編入・専攻科進学を希望していても就職・退学を選択される家庭が少なからずあります。制度設計上、大学生（4年生）が卒業までに4回判定を受けることを念頭に、高専においては、本科4年、5年次に4回判定を行っていると同っておりますが、例えば、何らかの修業意欲の確認等を条件に、廃止等の猶予をご検討いただけないでしょうか。（年度が変われば、修業環境が変化することがあるため。）
- ・修学支援新制度におきましては、専攻科入学料及び本科4年次編入学入学料は減免の対象としていただいておりますが、本科入学料に関しては、高等学校等就学支援金等を含め減免がございません。今後の制度設計において本科入学料の減免をご検討いただけないでしょうか。